

管理用地利活用に関する覚書の承認手続きについて

「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺まちづくり事業における管理用地利活用社会実験に関する覚書」（以下、本覚書）に基づき、管理用地利活用の社会実験を円滑に実施するため、本覚書第 7 条 2 項の利活用承認手続き及び第 8 条 2 項の計画承認手続きについて、運用を以下の案のとおり提案する。

- （案 1）登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム全体会における議決（書面開催含む）
- （案 2）登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム役員における議決
（役員の過半数の承認をもって決する）
- （案 3）登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム事務局会議における議決
（出席者の過半数の承認をもって決する）

なお、利活用承認の審査基準については、参考資料 1 として案を添付する。また、実際に利活用者が管理用地を使用する際のルールについても参考資料 2 として案を添付する。